

# あわらし市定例記者会見

平成21年7月3日(金) 10:00～

あわらし市役所 204会議室

## 1 市長施政報告

- (1) 旧芦原庁舎の利活用について
- (2) 附属機関等の会議の公開について

## 2 7月のイベント、主な行事予定等について

- 5日(日) 10:00～ 越前加賀みずといで湯の文化連邦サミット (加賀市)
- 5日(日) 12:30～ 第28回柳糸会 (セントピアあわら)
- 15日(水) 18:00～ スポーツ少年団全国大会等出場激励会 (市役所正庁)
- 18日(土)～20日(月) 金津まつり
- 24日(金) 19:00～ 第26回納涼ビーチバレーボールまつり (トリムパーク)
- 25日(土) 18:30～ 吉崎湖畔の夕べ・夏まつり (吉崎汀公園)
- 29日(水) 13:30～ 為庶塾 (中央公民館)

# 附属機関等の会議開催の流れ

## 1 会議の開催を計画する

各種計画の策定、市長からの諮問、定例的な案件等を審議するため、附属機関等の会議の開催を計画する。

【公開の対象となる附属機関等】 **別紙 1**

## 2 非公開案件でないか確認する

審議案件が次に該当しないか確認する。（**該当する場合は非公開とする。**）

- ・ 会議の案件を公開することが法令等で制限されている場合
- ・ 特定の団体や個人の権利、利益等に関し審議する場合
- ・ 公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれのある場合

## 3 会議の開催を事前に公表する

ホームページ上で会議の開催を事前公表する。 **別紙 2**

【公表すべき事項】

- ・ 会議の名称
- ・ 会議の開催日時
- ・ 会議の開催場所
- ・ 会議の議題
- ・ 傍聴人の定員（3～5人程度）
- ・ その他必要と認める事項

## 4 会議を開催する

会議室に傍聴席（定員分）を配置するとともに、傍聴人に配付する資料（個人情報を除いたもの）を用意する。

なお、傍聴を希望する者が公表した定員を超えるときは、抽選を行う。

## 5 会議録を作成する

会議の公開・非公開にかかわらず、会議録を作成する。 **別紙 3**

【会議録に記載すべき事項】

- ・ 開催日時
- ・ 開催場所
- ・ 議題
- ・ 出席者の氏名
- ・ 傍聴人の数
- ・ 配付資料の名称
- ・ 会議の概要

## 6 会議録を公表する

非公開以外の会議の会議録については、ホームページ上で公表する。

## 公開の対象となる附属機関等一覧

### 附属機関

No	名 称	担当課	関 係 法 令	備 考
1	防災会議	総務課	あわら市防災会議条例	
2	国民保護協議会	総務課	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 あわら市国民保護協議会条例	
3	安全安心まちづくり会議	総務課	あわら市安全で安心なまちづくりの推進に関する条例	
4	男女共同参画審議会	総務課	あわら市男女共同参画推進条例	
5	特別職報酬等審議会	総務課	あわら市特別職報酬等審議会条例	
6	総合振興計画審議会	政策課	あわら市総合振興計画審議会条例	
7	国民健康保険運営協議会	健康長寿課	国民健康保険法 あわら市国民健康保険条例	
8	環境審議会	市民生活課	環境基本法 あわら市環境基本条例	
9	児童館運営委員会	福祉課	あわら市児童館条例	
10	都市計画審議会	建設課	都市計画法 あわら市都市計画審議会条例	
11	学校給食センター運営委員会	教育総務課	あわら市学校給食センター条例	
12	文化財保護委員会	文化学習課	あわら市文化財保護条例	
13	社会教育委員	文化学習課	社会教育法 あわら市社会教育委員設置条例	
14	図書館協議会	文化学習課	図書館法 あわら市図書館条例	
15	少年愛護センター運営委員会	文化学習課	あわら市少年愛護センター規則	
16	スポーツ振興審議会	スポーツ課	スポーツ振興法 あわら市スポーツ振興審議会条例	

### 附属機関に準ずる機関

No	名 称	担当課	関 係 法 令	備 考
1	男女共同参画推進市民会議	総務課	あわら市男女共同参画推進市民会議設置規程	
2	行政改革推進委員会	政策課	あわら市行政改革推進委員会設置要綱	
3	公共事業評価委員会	政策課	あわら市公共事業評価委員会設置要綱	
4	あわら市地域公共交通会議	市民生活課	あわら市地域公共交通会議設置要綱	

あわらし訓令第4号  
あわらし教育委員会訓令第2号

庁 中 一 般

あわらし附属機関等の会議の公開に関する規程を次のように定める。

平成21年6月29日

あわらし市長 橋 本 達 也

あわらし教育委員会

あわらし附属機関等の会議の公開に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、あわらしまちづくり基本条例（平成20年あわらし市条例第21号）第20条の規定による附属機関等の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「附属機関等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された執行機関の附属機関及びこれに準ずる機関をいい、次に掲げるものを除く。

- (1) 執行機関の職員のみで構成するもの
- (2) 他の地方公共団体、関係機関等との連絡調整を目的とするもの
- (3) 特定の事業、行事等の実行委員会組織として設置するもの

(会議の公開)

第3条 附属機関等の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開しなければならない。

- (1) 会議の公開が、法令等により制限されている場合
- (2) 会議において、特定の団体又は個人の権利又は利益に関し審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれのある場合

(会議開催の事前公表)

第4条 附属機関等の会議を開催するときは、次に掲げる事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、会議が前条各号に該当する場合又は会議を緊急に開催する必要が生じた場合はこの限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時
- (3) 会議の開催場所
- (4) 会議の議題
- (5) 会議を傍聴できる者（以下「傍聴人」という。）の定員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長又は教育委員会が必要と認める事項（会議の傍聴）

第5条 附属機関等の会議の傍聴を希望する者があるときは、当該附属機関等の長は第3条各号に掲げる場合を除きこれを拒んではならない。

2 前項の規定にかかわらず、傍聴を希望する者が前条第5号で定める傍聴人の定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。

（資料の提供等）

第6条 附属機関等の長は、会議の資料（あわら市情報公開条例（平成16年あわら市条例第11号）第7条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）が記載されている部分を除く。）を傍聴人の閲覧に供し、又は提供するよう努めなければならない。

（会議録の作成、公開）

第7条 附属機関等の長は、会議の公開、非公開にかかわらず、会議終了後、速やかに会議録を作成しなければならない。

2 前項の規定により作成した会議録で、会議が公開で行われたもの（非公開情報が記載されている部分を除く。）については、これを公開するものとする。

（公表、公開の方法）

第8条 第4条に規定する会議開催の事前公表又は前条第2項に規定する会議の公開は、市のホームページにおいて行うものとする。

（法令等との調整）

第9条 この規程に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開に関し法令等に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

#### 附 則

この訓令は、平成21年7月1日から施行し、同日以降に第4条の規定により開催を公表する附属機関等の会議から適用する。